

## 学校経営のポイント

### “給食費未納問題” — 児童・生徒への指示・伝達上の留意点

若井 彌一

去る2月8日、『朝日新聞』（電子版）に「給食費滞納の児童，教師が名指しで非難」という見出しの記事が掲載された。小さな扱いであったが，同様のことが繰り返されないように留意が必要と思ひ，この通信でも一度取り上げておきたい。

#### 社会問題化している“給食費未納”

報道記事によれば，「水戸市内の小学校で，30代の女性教諭がクラス全員の前で，給食費を滞納していた家庭の児童1人を名指しし，『払っていないお金が何か月かたまっている』と非難していることがわかった。1万円余りの具体的な滞納額も公言した（後略）」という。

学校給食費の未納は，全国的に発生しており，新たな社会問題の様相を呈している。

平成19年1月24日付けで，文部科学省は「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」（通知）と題する通知を各都道府県知事，各都道府県教育委員会教育長，附属学校を置く各国立大学法人学長あてに発出している。

この通知では，「各学校給食実施者の協力を得て，学校給食費の徴収状況について全国的な調査」を実施したことを述べ，つづけて「本調査結果によれば，平成17年度において学校給食を実施していた全国の小学校及び中学校（中等教育学校を含む。）のうち，約44%の学校において学校給食費の未納問題が生じており，児童生徒数では約1%の児童生徒に未納問題が生じている」と説明している。

このような説明だけでは，事態の深刻さが読み手に伝わらない感じもするが，「給食費未納9万9,000人 05年度，文科省が調査」という見出しで，「未納の総額は約22億3000万円に上っている」（平成

19年1月24日『山陽新聞』電子版）と解説されれば，およその察しがつく。

#### 一斉（全体）指示と個別指示の区別

このように深刻な状況にあることから，文部科学省は，前述の「通知」を発出したものであり，各学校でも，支払い力のある保護者については，給食費納入の徹底を期していると思われる。そのような動向にあって，前述の一件が発生した。

教諭としては，未納状態の改善を進めなくてはならないと考えるの発言であったと思われるのだが，このような場合には，一斉（全体）指示の方法ではなく，個別指示の方法が適切である。

学校給食法では，学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費，学校給食の運営に要する経費のうち，法令で定めるものについては学校の設置者負担とし，それ以外の学校給食に要する経費（学校給食費）は，給食を受ける児童・生徒の保護者の負担としている（第6条第1項・第2項）。したがって，支払い能力がある保護者は，当然，学校給食費の納入を行うべきものである。

公共団体によっては，学校給食の無料化（公費支弁化）に踏み切ったところもあるから（たとえば北海道・三笠市，平成18年4月から），それを都合よくとらえて，他の公共団体に住んでいる人々（保護者）までが，個人的判断で未納とすることはできない。

ただ，納金の指示については，児童・生徒を精神的に傷つけてしまうことのないように，全体指導のあとで，個別指導の形で徹底を期すなど，適切な配慮が必要である。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●好評発売中！ ●2月20日緊急出版！ 高階玲治【編】B5判約230頁・定価2,520円 教育開発研究所

『ポイント解説中教審「学習指導要領の改善」答申』

『やさしい教育法規の読み方』

新訂第4版 全面的に大改訂 好評発売中  
菱村幸彦【著】B6判400頁・定価3,150円